

税制改正で 設備投資の支援が強化

税理法人アフエックス
(商工研相談業務委嘱先)
公認会計士・税理士

金子尚貴



Q 中小企業者等が、経営力・生産性を向上させるために設備投資をした場合、どのような税制措置が受けられますか。



A 青色申告書を提出する中小企業者等が、経営力向上計画の策定、手続きをすることで、実施した設備投資に対する税制措置が受けられます。

このたび創設された中小企業経営強化税制は、従前の中小企業投資促進税制の上乗せ措置として、即時償却や税額控除を改組したものです。対象設備を拡充し、一定の器具備品・建物附属設備が追加されました。この適用期限は二年間です。

さらに、固定資産税の特例対象設備が、地域と業種を限定して拡充され、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限が二年間に延長されました(図表

①.

1. 対象設備の見直し

固定資産税の特例措置は、これまで対象設備が機械装置に限定されていましたが、商店や飲食店、介護事業者等のサービス業でも利用しやすいように、設備の種類を「器具・備品」、工具のうち「測定工具および検査工具」「建物附属設備」まで拡充されました(図表②)。

2. 申請手順

対象設備について税制の特例を受けるためには、経営力向上設備等の証明書類(従来の工業会等による証明書)に加え、投資計画に関する経済産業大臣の確認・認定が必要となります(図表③)。

工業会等による証明書は、設備メーカーに証明書発行を依頼し、設備メーカーを通じて工業会等から取得します。

なお、証明書は申請してから発行されるまで数日〜二カ月程度かかるため、事前に工業会等に確認するようにしましょう。

※固定資産税の特例も中小企業経営強化税制(A類型)も同じ証明書(一枚)で適用できます。

例外として、経営力向上計画の申請が受理されていれば、認定前に設備を取得し、特例の適用が認められるという弾力的な取り扱いが認められています。

3. 中小企業経営強化税制

中小企業経営強化税制の対象者は、中小企業投資促進税制、または商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象法人のうち、経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた資本金一億円以下の法人、もしくは従業員が一千人以下の個人事業主と一部の組合です。

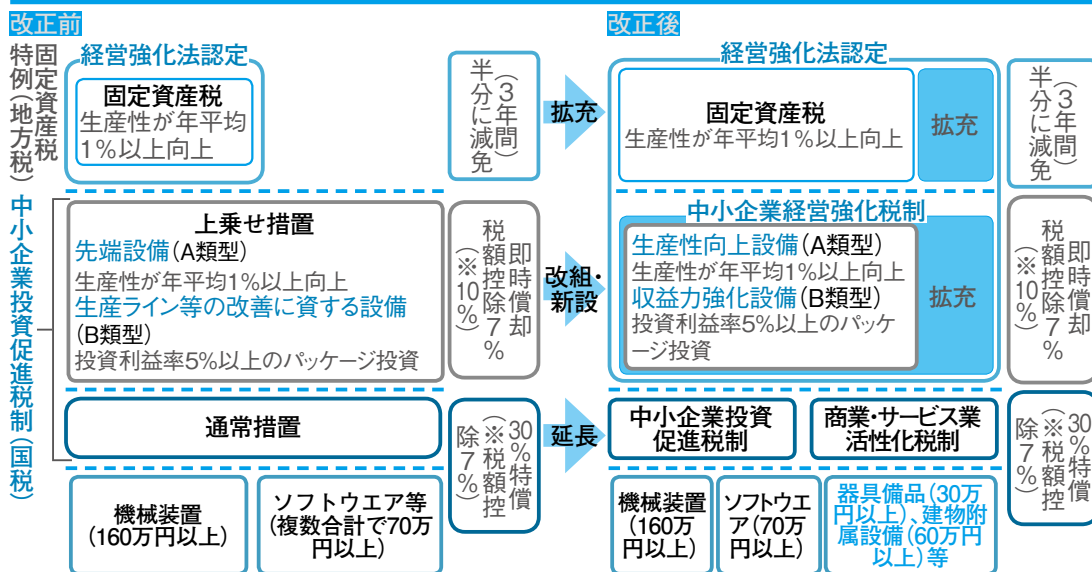
中小企業経営強化税制では、

業種制限があります。中小企業投資促進税制、または商業・サービス業・農林水産業活性化税制の指定業種と規定され、金融業や電気業は対象から外れます。対象設備は、「生産性向上設備(A類型)」「収益力強化設備(B類型)」で違いますので、注意が必要です。

収益力強化設備(B類型)の適用を受ける具体的な手続きの流れは、次のとおりです。まず、公認会計士、または税理士の事前確認を受けた投資計画案について、所轄の経済産業局から確認書を取得します。確認書の標準処理期間は一カ月です。その後、確認書とともに経営力向上計画を主務大臣に申請し、認定を受けた対象設備を取得します。こちらも認定の標準処理期間は一カ月です。

B類型も、A類型と同様に、設備の取得時期は例外も認められています。ただし、B類型の

図表① 平成29年度税制改正後の支援



出所: 中小企業庁 (②③ 共に)

※は資本金3000万円以下の法人等に適用

場合は、経済産業局への確認書発行申請後の設備投資に限られますので注意が必要です。

中小企業経営強化税制の詳細は、中小企業庁のHPをご覧ください。申請書のダウンロード

ロードもできます (http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170315kyoka.htm)。

図表② 対象設備

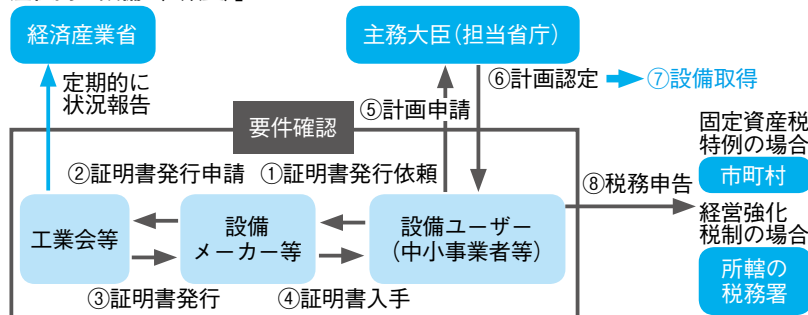
設備の種類	用途または細目	最低価額*1	販売開始時期
機械装置	すべて	160万円以上	10年以内
工具*2	測定工具および検査工具	30万円以上	5年以内
器具・備品*2	すべて	30万円以上	6年以内
建物附属設備*2,3	すべて	60万円以上	14年以内

- 今までは... 対象が機械装置等に限定
- ココが変わる! サービス業でも使いやすいよう、器具備品や建物附属設備等を対象に追加
- 器具備品 (例) 冷蔵陳列棚、ルームエアコン、業務用冷蔵庫、セルフレンジ、介護浴槽、サーバー、自動洗髪機、介護アシストスーツ、測定機器等
 - 建物附属設備 (例) 空調設備、蓄電池設備、エレベーター、高圧受電設備等

*1 1台または1基の取得価額
 *2 機械装置以外の新たに追加された設備は、対象地域・業種が限定される
 ①最低賃金が全国平均未満の地域: すべての業種
 ②最低賃金が全国平均以上の地域(東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都): 労働生産性が全国平均未満の業種
 *3 償却資産として課税されるものに限る

図表③ 手続きスキーム図

「経営向上設備等に係る固定資産税の特例」および「中小企業経営強化税制・生産性向上設備 (A類型)」



(注1) 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能の場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする
 (注2) 設置メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかによらず、設備ごとに証明団体として指定されている工業会等へ申請すること (具体的にどの設備についてのどの工業会等に申請すべきかは、経済産業省HP参照)

●ホームページ (<http://www.shokoken.co.jp/>) に「経営相談Q&A」のバックナンバーを掲載しておりますので、ご参照ください。